

1. 件名:「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の  
核燃料物質使用変更許可申請に係る面談」

2. 日時: 令和2年3月27日(金) 15:00～15:45

3. 場所: 原子力規制庁10階北会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、来住管理官補佐、本多安全審査官、石井係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料技術開発センター 技術部 技術主幹 他8名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所(以下「原子力機構」という。)から、今後に予定している核燃料物質使用変更許可申請について説明があった。

- 燃料製造機器試験室について、現在残っている気体廃棄施設、維持管理中の設備(排水受槽、屋内一次ピット及び屋内二次ピット)を解体撤去し、管理区域の解除を行う。管理区域の解除は令和4年3月までに行うことを考えている。
- プルトニウム燃料第一開発室について、放射化学分析室に設置しているグローブボックス No.98 の内部に設置している設備(熱処理炉、ガスクロマトグラフ、比表面積測定装置)を解体撤去する。
- A棟第一機械室に設置している非管理区域用送風機について、平成17年の変更許可申請において本文から削除したが、系統図からの削除が漏れていたため、今回の変更で系統図からも削除し、記載を適正化する。

(2) 原子力規制庁から、プルトニウム燃料第一開発室の設備撤去については、解体作業における安全対策を示した資料を申請書に添付して提出するよう伝えた。

(3) 原子力機構から、承知した旨発言があった。

6. 配布資料

- 維持管理中の設備、気体廃棄施設等の解体・撤去及び管理区域解除－燃料製造機器試験室－
- プルトニウム燃料第一開発室 グローブボックス No.98 の一部内装設備の解体・撤去について
- A棟第一機械室に設置されている送風機の許可申請書からの削除